

平成8年度

一施政方針(要約)一

美しさと国際性を高めた

「輝く街 福生」づくり



日光橋公園

これまでの取り組み

1、快適環境都市づくり

生活基盤整備では、ごみ処理問題がございました。ごみ減量、リサイクル化の推進対策として、廃棄物減量等推進審議会の設置、市民の協力のもと分別収集の徹底を図るとともに「資源の日」の実施や、新たなリサイクルセンターの建設に着手しました。

災害対策では、防災備蓄庫の設置、飲料水やサバイバルフーズ、飲料水パック機の購入など、大災害時における相互応援協定を新市制実現都市の6市間で、また、多摩地域の市町村間で結びました。さらに、従前からの医師会との協定のほかに、西多摩接骨師会とも救護活動の協定を結びました。

住宅対策では、第二市営住宅の建て替えに着手し、高齢者住宅の併設を進めております。



▶平成6年度最優秀作品「いぶき」

2、風格ある都市づくり

高線複線電化について長年運動を進めてきましたが、3月16日から、八王子・高麗川間が電化されました。これにより、基地内の下水道使用料の特例措置の解消を図ることが出来ました。

駅周辺整備では、牛浜駅西口の広場整備に取り組みました。

横田基地の公共下水道使用料面的な整備では、田園西土地区画整理事業の推進に向け取り組んでまいりました。

公園、緑地などの整備では、新たな都市公園として、みずくらたな公園、日光橋公園を新設、また、牛一公園、フレンドシップパークが3月末に完成する予定となっています。

都市景観事業では、彫刻の配

置やアーティストイレの設置などに取り組んでまいりました。

国際化の推進では、青少年海外研修事業を実施し、平成6年度からは、中国北京市大興県へ成人市民を対象とした市民海外派遣事業を開始しました。

地域活動への助成では、地域活性化交付金の創設、町会活動への助成の充実を図りました。

情報公開、個人情報の保護で

は、条例を制定し制度化を図ったところです。

私の任期もあとわずかになりました。施政方針を述べさせていただくのも、今回が任期最後となりました。残された短い任期ではございますが、ならないと考えております。

平成8年度予算につきましては、年間を通しての編成とさせていただきましたので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

私が取り組んでもまいりました事としては、まず、市政の基本方針を定める総合計画の改定の作業がありました。この計画に基づき、美しさと国際性を高めた「輝く街 福生」づくりに向け施策を具体化する基本計画を策定し進めてまいりました。

□駅前通りの整備に

基地対策では、航空機の騒音、電波障害などに対し、粘り強く要請活動をしてまいりました。

とりわけ、航空機燃料漏れ事故について、早期除去の実施などを要請をするとともに、燃料漏れの場所及び除去作業の確認をしてまいりました。

横田基地の公共下水道使用料については、従来の小口扱いから大口扱いとすることができました。これにより、基地内の下水道使用料の特例措置の解消を図ることが出来ました。

・福生病院 病院運営の移管要請について、昨年8月に、福生市・羽村市・瑞穂町の市長・町長会議を開催しまして、地域医療を確保するためには、2市1町が何らかの方法で存立を図つていくべきであるとの意見の一致をみたところです。現在、東京都が直下型地震を想定した被害想定の調査を実施していますので、その結果を参考にしながら、本市の地域防災計画の見直しに取り組んでまいります。

一方、田園西土地地区画整理事

業は、年度内に仮換地の決定が

できる運びとなりました。しかし、計画の年次を若干延ばすこ

とが必要になっております。

福生駅東口再開発事業は、現在、都市計画決定に向けて作業を進めています。福生駅東口再開発事業は、現在、並びに現況測量まで実施する予定となっています。

・都立保健所 福生保健所が閉鎖され、今後は、市に移管される母子保健事業を除き、青梅保健所を拠点に実施されることがあります。市民サービスの低下を招くことがないよう、市長会などを通じて東京都に要望しているところです。

・都立保健所 福生保健所

が重ねているところです。

京都の財政的支援について協議

を進めており、年度内に配置計画案

が決まります。京都から様々な形で事務の移管がされるることは明白です。既に保健所の業務の一部については、平成9年4月から移管されることが決定されています。地方分権の受け皿として効率的な行政運営を進める上では、自治体の規模などの検討が必要であり、合併問題が一つとして考えられます。合併によるメリットを生かしていくことは、同時に最大の行政改革と考えます。今後、研究を進めていかなければなりません。

・都立宇宙科学館 都立宇宙科

学館の開設は、市の活性化に大きく寄与するものと考えるものであります。

以上、平成8年度の市政運営に当たりましての所信を述べさせていただきました。

(予算の概要については、4月15

3、人生80年時代に對応する都市づくり



福生地域体育馆

当面する課題

ただける方向となつて

ておりますので、新た

た。近々、答申をい

ただける方向となつて

ておりますので、新た

ただける方向となつて

ておりますので、新た

ただける方向となつて

ておりますので、新た

ただける方向となつて

おりますので、新た

ただける方向となつて

<p

国民健康保険だより

国民健康保険制度の
高額療養費制度が改正されます

た医療費が6万3、600円（住民税非課税世帯は3万5、400円）を超えて支払った場合は、ご本人の申請によりその超過した分が支給されます。

高額療養費の計算方法

- 同じ医療機関でも、入院と通院は別々で合算されません。
- 同じ医療機関で、歯科は別計算となります。
- 総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院として扱います。ただし、入院している場合は、歯科以外の他の科を一緒に診療として扱います。

改正内容 平成8年5月1日から、診療分が対象となり、自己負担限度額が現行の6万3、000円から6万3、600円になります。

高額療養費制度について

医療費（保険診療として定められた費用のみで、自由診療や差額ベット代、入院雑費などは含まれない）の自己負担が高額となり、一定額を超えた分は国民健康保険が負担する制度です。

高額療養費制度

国民健康保険の被保険者が、同じ月内に同じ医療機関に支払つ

る額で通知しますので、ハガキと医療機関の領収書を持て申請してください。

退職者医療制度

現在、国民健康保険に加入されている方で、長年会社に勤め

ている方及びその家族は、退職者医療制度で診療を受けることになります。

なお、この制度の対象者も70歳に達しますと、老人保健の対象になります。

1年前納及び半年前納の納付期限は4月30日（火）までです

国民年金だより

平成8年度
国民年金保険料
納入通知書を
お送りしました

平成8年4月分から平成9年3月分の国民年金保険料納入通知書をお送りしました。今年から1年前納に加えて半年前納もできましたので、割引率の良い前納制度を利用して納め忘れの解消に努めましょう。

（平成7年4月分から
平成8年3月分）の
納め忘れは
ありませんか

線317）へ。

象となります。

退職者医療制度の対象となる方

本人（退職被保険者）：外来2割、入院2割
家族（被扶養者）：外来3割、入院2割

①国民健康保険の加入者であること

②老人保健法の適用を受けないこと

③厚生年金などを20年以上、または40歳以後10年以上掛けた方で現在年金を受給されている方

④高額療養費の支給該当者に

お医者さんにかかるとき

退職者医療制度に加入した方が、診療を受けるときは、退職被保険者証を提出し、一部負担金を窓口に支払うことになります。

また、保険税は、一般的の国民健康保険の被保険者と同じ保険税で計算され、世帯単位に賦課されます。

問合せ 保険年金課給付係（☎ 内線312）へ。

減量で協力ください。

また、買い替えの場合には、必ず販売店に引き取ってもらいましょう。

減量で協力ください。

また、買いたい場合は、必ず販売店に引き取ってもらいましょう。

減量で協力ください。

申込込んだ粗大ごみには必ず貼り紙を

粗大ごみの減量にご協力を

粗大ごみの減量に

粗大ごみを回収にうががつた

依然として増え続けており、処分が大変困難な状況となっています。

粗大ごみを申し込まれるときには、1回につきなるべく3点程度にしてください。

毎日の生活の中で、上手な購入・使用を心がけ、粗大ごみの

粗大ごみを回収にうががつたとき、申し込まれた品物かどうか確認できない場合があります。必ず品物ごとに、①粗大ごみ②市役所連絡済③氏名を書いた貼り紙をしてください。

■ 申込み・問合せ 福生市リサイクルセンター（☎ 52-1621）へ。

第12期

みどりの
推進委員が
決まりました

東京都知事から美野善光さん、井上順一さん、吉留金重さん、島田京子さん、小尾光枝さん、白井昭子さんの6名の方々がみどりの推進委員に委嘱されました。

任期は平成8年4月1日から2年間です。この間、季節の草花の植栽をはじめ、緑の保全绿化の推進及び普及啓発に活動していただくことになります。市民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

500円で大きな安心

交通災害共済に加入しよう

運営する交通災害共済は、少

ない会費で万が一の交通事故にあった場合に見舞金が受けられる共済制度です。

会費 一般（高校生以上）500円

問合せ 地域防災課地域防災

本（退職被保険者）：外来2割、入院2割
家庭（被扶養者）：外来3割、入院2割

生徒に防火・防災教育を実施します。

内に国民健康保険証、年金証書をもって給付係の窓口に届け出してください。

年金の受給権が発生した日が退職被保険者になる日です。

内に国民健康保険証、年金証書をもって給付係の窓口に届け出してください。

年金の受給権が発生した日が退職被保険者になる日です。

内に国民健康保険証、年金証書をもって給付係の窓口に届け出してください。



4月の防災キャンペーン

家庭や職場で
防火防災教育を徹底しましよう

家庭では：
新入学園児・児童・生徒に防火・防災教育を実施します。

職場では：
新入社員に対し防火・防災教育を実施します。

①火の大切さや怖さを親から子どもに伝えましょう。

②火災予防上の遵守事項を親から子どもに伝えましょう。

③震災対策に関する基本的事項を親から子どもに伝えましょう。

④その他火災予防上必要な事項を親から子どもに伝えましょう。

⑤安全な作業に関する基本的事項を親から子どもに伝えましょう。

⑥防火管理に関する従業員各自の任務、責任の周知徹底を親から子どもに伝えましょう。

⑦安全な作業に関する基本的事項を親から子どもに伝えましょう。

⑧震災対策に関する基本的事項を親から子どもに伝えましょう。

⑨その他火災予防上必要な事項を親から子どもに伝えましょう。

春の交通安全運動

|| 4月6日～15日 ||

運動の重点

①子供と高齢者の交通事故防止

②保護者は、子どもたちに、「道

路にとび出さない」「必ず止ま

って確かめる」習慣を繰り返

し教え、いつも正しい手本を示しましょう。

③若者による二輪車の交通事故防止

・シートベルトを締めていれば

助かったのに、という事故があとを絶ちません。

④「いざ」という時の対応などについて、日ごろから家族み

んなで話し合っておきまし

よう。

⑤震災対策に関する基本的事項

・その他火災予防上必要な事項

・震災対策に関する基本的事項

・その他火災予防上必要な事項

・震災対策に関する基本的事項

